特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和4年10月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- 12/10C 11/1 IIA							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務						
②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、住民に対する予防接種を実施する。また、予防接種の実施に係わる事務を行う。新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ②予防接種履歴の照会・提供 ③定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ④接種者からの申請に基づく、新型コロナウイス感染症予防接種証明書の交付						
③システムの名称	健康かるて・ワクチン接種記録システム(VRS)						
っ 株中個 棒殻ファイルタ							

2. 特定個人情報ファイル名

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

- 1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項
- 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第67条の2
- 法令上の根拠
- 3. 番号法第9条第1項 別表第一 10項
- 4. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
- 5. 番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(別表第二における) 第三欄(情報提供 策特別措置法による 5の2の項) (別表第二における) 第一欄(情報紹介:	情報提供の 者)が「市町 う予防接種 情報照会の 者)が「市町	T村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11
	2 采旦注则主签一	の主教生	≥で史める東致及び棲却な史める会会(別主第二少会)

2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) 別表第二省令(59条の2) ※別表第二の115の2の項 (別表第二主務省令における情報照会の根拠)

別表第二省令(59条の2) ※別表第二の115の2の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部 健康課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117</mark>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			3年1月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		令和3年1月1日 時点						
3. 重大事	故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 こ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 こ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評価書又は	全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(青報提供	キットワークシスラ	ムを通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを通じた扱			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続	[0]	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	肖去			. No.		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[〇] 内部監査			
9. 従業者に対する教育・	各					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明